

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可  
毎週火曜日発行(但休日に当るときは翌日)

# 鳥取県公報

目次

次

- ◆規則 鳥取県立農業講習所規程の一部改正

- ◆告示

- 換地計画の認可

- 公有水面埋立の免許

- 旅行あつ旋業者の有効期間の更新

- 争議行為の公表

- 昭和三十七年度第四次二等陸士等の募集期間

- 医療機関の指定

- 指定医療機関の廃止の届出

- 牛の結核病検査等の実施

## 規則

鳥取県立農業講習所規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十七年十二月十一日  
鳥取県知事 石破二朗

## 鳥取県規則第六十八号

鳥取県立農業講習所規程の一部を改正する規則

鳥取県立農業講習所規程(昭和二十四年三月鳥取県規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「鳥取県立農事試験場内」を「鳥取県農業試験場内」に改める。

第四条の二中「及び農業試験場分場」を「農業試験場分場及び果樹試験場分場」に、「果実寒科」を「果樹寒科」に、「県農業試験場津ノ井果樹分場」を「鳥取県果樹試験場津ノ井分場」に、「米子市旗ヶ崎旗ヶ崎西伯分場」を「境港市渡町鳥取県農業試験場西伯分場」に改める。

## 附則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告

## 示

## 鳥取県告示第六百五十三号

羽合土地改良区から申請のあつた換地計画について、  
土地改良法(昭和二十四年法律第一百九十五号)第五十二条  
条第一項の規定により、昭和三十七年十月三十一日認可  
したので、同条第八項の規定により告示する。

昭和三十七年十二月十一日

鳥取県知事 石破二朗

## 鳥取県告示第六百五十四号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条の  
規定に基づき、昭和三十七年十二月十一日次のとおり公  
有水面の埋立の免許をしたので、同法第十二条の規定に  
より告示する。

昭和三十七年十二月十一日

鳥取県知事 石破二朗

## 鳥取県告示第六百五十五号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条の  
規定に基づき、昭和三十七年十二月十一日次のとおり公  
有水面の埋立の免許をしたので、同法第十二条の規定に  
より告示する。

昭和三十七年十二月十一日

鳥取県知事 石破二朗

## 一 埋立の免許を受けたもの

米子市中町二十番地

米子市長 野坂寛治

## 二 埋立の場所及び面積

米子市東町三八番地先の水路(外濠の一部)三九五、

二平方メートル(関係図面は土木部管理課に保存)

## 三 埋立の目的

市道敷とするため

## 四 埋立の工期

着工期限 昭和三十七年十二月十五日

しゆん工期限 昭和三十八年三月三十一日

## 鳥取県告示第六百五十六号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条の  
規定に基づき、昭和三十七年十二月十一日のとおり公  
有水面の埋立の免許をしたので、同法第十二条の規定に  
より告示する。

昭和三十七年十二月十一日

鳥取県告示第六百五十七号

旅行あつ、旋業法施行令(昭和二十七年政令第四百六  
号)第三条の規定により、旅行あつ、旋業法(昭和二十七  
年法律第二百三十九号)第六条の三第二項において準用

## 鳥取市東町

港湾管理者 鳥取県知事 石破二朗

## 二 埋立の場所及び面積

米子市灘町 米子港 二、〇五九、一平方メートル

(関係図面は土木部管理課に保存)

## 三 埋立の目的

米子港整備計画に基づく用地造成のため

## 四 埋立の工期

着工期限 昭和三十七年十二月十五日

しゆん工期限 昭和三十八年三月三十一日

する同法第五条第一項の規定により、次のとおり旅行  
あつ、旋業者登録簿に有効期間の更新の登録をしたので、  
同条第二項の規定により告示する。

昭和三十七年十二月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 登録番号 邦人第二号 事件

二 主たる営業所の名称及び位置 号) 第十条の四第四項の規定により次のとおり告示する。

昭和三十七年十二月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 登録番号 邦人第二号 事件

二 日時 昭和三十七年十二月十四日午前零時以降本問題の完全解決に至るまでの期間

三 場所 株式会社博愛病院に勤務する組合員の従事する全職場又はその一部

四 概要 合法的な一切の争議行為を実施する。

鳥取市吉方七九七番地の五

四 更新登録年月日 昭和三十七年十月十日

鳥取県告示第六百五十八号

労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第三

十七条の規定に基づき、米子地区一般労働組合委員長沢田春幸から争議行為を行なう旨の通知があつたので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十条の四第四項の規定により次のとおり告示する。

鳥取県告示第六百五十九号

労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第三

十七条の規定に基づき、米子地区一般労働組合委員長沢田春幸から争議行為を行なう旨の通知があつたので、労

働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)

第十条の四第四項の規定により次のとおり告示する。

昭和三十七年十二月十一日 鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第六百六十号

昭和三十七年度第四次二等陸士、二等海士及び二等空士の募集期間は、昭和三十七年十二月一日から昭和三十八年二月二十八日までと定められたので、自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号)第百十四条及び第一百八条の規定に基づき告示する。

昭和三十七年十二月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和三十七年十二月十一日

鳥取県告示第六百六十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定による医療機関を次のように指定したので、同法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により告示する。

昭和三十七年十二月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日 名 称 所 在 地 診 療 科 名 開設者名

昭和三十七年七月一日 岡 田 医院 東伯郡東伯町丸尾字上ノ垣八番地 産婦人科、外科、内科 岡田 俊郎

松 田 ノ 日野郡日野町根雨二二九番地

内科、小児科、放射線科

松田 泰彦

00843

(第3種郵便物  
記)

昭和37年12月11日 火曜日 鳥取県公報 第3385号 6

八月一日 米増病院 倉吉市宮川町二五六

外科、整形外科、胃腸科、米増保  
谷口昌久

八月一日 伊王野医院 泊村大字園

内科、小兒科、眼科、伊王野志津枝

天野 大栄町大字由良宿五三

内科、小兒科、産婦人科、天野守  
外科

## 鳥取県告示第六百六十二号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止の届出があつたので、同条第二項の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和三十七年十二月十一日

鳥取県知事 石破二朗	在地 診療科名	廃止理由	廃止年月日
米増医院 倉吉市宮川町	内科、小兒科	病院開設のため	昭和三十七年七月三十一日
音田 日野郡日野町根雨二二八	歯科	就職のため	六月三十日
谷口歯科医院 東伯郡羽合町橋津	全科	他に新築のため	八月六日
伊王野医院 泊村泊	内科、小兒科、産婦人科、外科	移転開設のため 開設者死亡のため	七月三十一日
天野 大栄町大字由良宿五三			

鳥取県告示第六百六十三号  
家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて牛の結核病検査並びに肝てつ検査及び駆除を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第二百六十六号）第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して検査及び駆除を受けることを命ずる。

昭和三十七年十二月十一日

別表

- | 実施月日   | 実施区域       | 実施場所            |
|--------|------------|-----------------|
| 十二月十三日 | 日野郡溝口町二部地区 | 三部、福島<br>家畜検診場  |
| 十四日    | 江府町江尾地区    | 二部、福吉           |
| 十五日    | 柿原、佐川      | 大河原（上）          |
| 十七日    | 柿原、吉原、袋原   | 柿原、佐川<br>大河原（下） |
| 十八日    | 溝口町二部地区    | 焼杉、藤屋           |
| 十九日    | 溝口町溝口地区    | 大万、江尾           |
- 肝てつ検査及び駆除
- 牛。搾乳の用に供し又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。ただし、生後六ヶ月分べん前後三ヶ月以内のものを除く
- 牛。ただし、生後三ヶ月分べん前後一ヶ月以内のも

00844

(第3種郵便物  
記)

昭和37年12月11日 火曜日 鳥取県公報 第3385号

- 肝てつ検査及び駆除
- 牛。搾乳の用に供し又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。ただし、生後六ヶ月分べん前後三ヶ月以内のものを除く
- 牛。ただし、生後三ヶ月分べん前後一ヶ月以内のも

00846

昭和三十八年 一月	二十二日	大栄町旧大誠
	二十三日	波西穂波、東穂
二十一日	八日	倉吉市旧社
二十二日	九日	北条町旧下北条
二十三日	八日	北条町旧中北条
二十四日	十日	倉吉市旧上北条
二十五日	十一日	東伯町旧岩船
二十六日	十二日	大栄町旧由良
二十七日	十四日	倉吉市旧社
二十八日	十五日	赤崎町旧以西
	十六日	高岡
	十七日	大父、山川、別所、比山
	十八日	片柴、横手
	十九日	湯坂、八幡
	二十日	國分寺、和田家畜診療所
	二十一日	上北条検査場

00845

(第3種郵便物)  
認可

二十一日	西原、大倉	宮原、大倉
二十二日	白水、根雨原	宮原、大倉
二十三日	名和町新高田	中山町二本松
二十四日	中山町萩原	二本松
二十五日	名和町上大山	新高田
二十六日	上大山	新高田
二十七日	中山町萩原	新高田
二十八日	名和町陣構	汐見原、陣構、神田を含む
二十九日	中山町大都	二本松
三十日	大都	二本松
三十一日	名和町新渡道	新渡道
三十二日	中山町大都	新渡道
三十三日	中山町林ヶ峯	新渡道
三十四日	中山町中楓原	中楓原
三十五日	中山町大中尾	中楓原
三十六日	大山町下楓原	中楓原
三十七日	大山町下楓原	中楓原
三十八日	大谷、妻波	中楓原
三十九日	大中尾	中楓原
四十日	西高尾、東高尾	中楓原
四十一日	出上、奥中村	中楓原
四十二日	津原、農協、上神	中楓原
四十三日	本泉、大柿	中楓原
四十四日	倉吉市旧灘手	中楓原
四十五日	赤崎町旧成美	中楓原
四十六日	赤崎町旧成美	中楓原
四十七日	若桜町若桜地区	中楓原
四十八日	八頭郡八東町丹比地区	中楓原
四十九日	若桜町池田地区	中楓原
五十日	八東町安部地区	中楓原
五十一日	大栄町由良	中楓原
五十二日	大栄町由良	中楓原
五十三日	大栄町由良	中楓原
五十四日	大栄町由良	中楓原
五十五日	大栄町由良	中楓原
五十六日	大栄町由良	中楓原
五十七日	西伯郡名和町上光徳	中楓原
五十八日	上光徳検診所	中楓原
五十九日	大山町香取	中楓原